

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（通知）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 104 号。以下「一部改正法」という。）により改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和 25 年法律第 123 号）（以下「法」という。）の一部及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」（令和 5 年厚生労働省令第 144 号。以下「改正省令」という。）が令和 6 年 4 月 1 日から施行される。

法の改正の趣旨及び内容については、令和 4 年 12 月 16 日付障発 1216 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」の第二の三において示すとともに、同通知において、「今後、必要な政省令等の改正を行い、その内容について別途通知する予定である」としたところ、令和 6 年 4 月 1 日から施行される改正省令の主な内容等及び同年 3 月 31 日までに法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により精神科病院に入院している者（以下「施行日時点入院者」という。）についての経過措置を本通知において示すものである。

これらの法令及び本通知に基づき、適切な事務の実施に努められるとともに、貴管下市町村を含め関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

## 記

### 第一 改正省令の主な内容等（改正省令第 1 条関係）

#### 一 医療保護入院の入院手続等に関する事項

##### 1 医療保護入院の入院期間等

法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定による医療保護入院及び同条第 6 項の規定による入院期間の更新について、6 月以内に厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定めた上で入院又は入院期間を更新することが規定されている。

これらの厚生労働省令で定める期間は、当該医療保護入院から 6 月を経過するまでの間は 3 月とし、6 月を経過した後は 6 月とする。（改正省令による改正後の「精神保健及び障害者福祉に関する法律施行規則」（昭和 25 年厚生省令第 31 号）（以下「規則」という。）第 15 条の 6 関係）

## 2 医療保護入院の入院の期間の更新等

### (一) 入院の期間の更新の対象者

法第 33 条第 6 項の規定による入院の期間の更新（以下「更新」という。）の対象者は、法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）であって、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する者である。

- (1) 指定医の診察の結果、なお法第 33 条第 1 項第 1 号に掲げる者に該当すること（法第 33 条第 6 項第 1 号関係）。同号に掲げる者に該当しない場合は、法第 20 条の規定に基づく任意入院により入院を行う又は退院させる必要がある。
- (2) 厚生労働省令で定める者により構成される委員会において当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われたこと（法第 33 条第 6 項第 2 号関係）。当該委員会については、3 の（一）に定めるとおり。

### (二) 家族等に対する更新の同意の求め

- (1) 精神科病院の管理者は、家族等（法第 5 条第 2 項に規定する家族等をいう。以下同じ。）に対し、更新の同意を求めるときは、当該入院に係る法第 33 条第 1 項の規定による同意をした家族等（2 回目以降の更新の同意にあつては、当該更新の同意の直前の更新の同意をした家族等）に対し、次のイからニまでに掲げる事項を通知しなければならない。（規則第 15 条の 10 第 1 項関係）

イ 当該更新に係る医療保護入院者が、法第 33 条第 6 項第 1 号に該当する旨及びその理由（規則第 15 条の 10 第 1 項第 1 号関係）

ロ 当該更新に係る医療保護入院者について、法第 33 条第 6 項第 2 号の規定による審議が行われたこと（規則第 15 条の 10 第 1 項第 2 号関係）

ハ 更新後の入院期間（規則第 15 条の 10 第 1 項第 3 号関係）

ニ (4) に定める日までに当該通知に係る家族等から不同意の意思表示を受けなかったときに法第 33 条第 8 項の規定により家族等の同意を得たものとみなすこととする場合は、その旨及び(4) に定める日の日付（規則第 15 条の 10 第 1 項第 4 号関係）

- (2) 精神科病院の管理者は、(1) にかかわらず、当該家族等が次の

イからホまでのいずれかに該当する場合は、当該家族等以外の家族等に対し、更新の同意を求めることができる。この場合において、当該管理者は、当該家族等以外の家族等に対し、(1)のイからホまでに掲げる事項を通知しなければならない。(規則第15条の10第2項関係)

ただし、ホに該当することにより、当該家族等以外の家族等に対し、更新の同意を求める場合は、不同意の意思表示を行った家族等の意向を踏まえてもなお更新することを要すると判断した場合等に限ること。

イ 家族等に該当しなくなったとき。(規則第15条の10第2項第1号関係)

ロ 死亡したとき。(規則第15条の10第2項第2号関係)

ハ その意思を表示することができないとき。(規則第15条の10第2項第3号関係)

ニ 更新の同意又は不同意の意思表示を行わないとき。(規則第15条の10第2項第4号関係)

ホ (1)による更新の同意の求めに対し、不同意の意思表示を行ったとき。(規則第15条の10第2項第5号関係)

(3) (1)及び(2)による通知は、やむを得ない場合を除き、当該通知に係る医療保護入院者の入院期間満了日の1月前から2週間前までの間に行うものとする(規則第15条の10第3項関係)。やむを得ない場合とは、例えば、(1)の通知をした後、当該通知に係る家族等が(1)のイからホまでのいずれかに該当することが判明し、当該家族等以外の家族等に対し、(2)の通知をした場合や、退院予定であった医療保護入院者について、入院期間満了日の直前に病状が悪化したことに伴い、更新が必要となった場合等を指す。

(4) (1)の通知をした場合、厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも更新について不同意の意思表示を受けなかったときは、家族等の同意を得たものとみなすことができる(法第33条第8項関係)。この厚生労働省令で定める日は、医療保護入院者の入院期間満了日前であって、(1)の通知を発した日から2週間を経過した日とする。(規則第15条の14関係)

(5) (4)の家族等の同意を得たものとみなすことが、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、(4)の家族等の同意を得たものとみなすことができない(法第33条第8項関係)。この厚生労働省令で定める場合は、次のイからニまでのいずれかに該当する場合とする。

イ 精神科病院の管理者と(1)の通知に係る家族等との連絡が定期的に行われていないとき(規則第15条の15第1号関係)。定期的とは、法第33条第1項の規定により定める入院期間中(入院期間が更新された場合は、更新後の入院期間中)に2回以上、精

神科病院のいずれかの職員と家族等とが、対面や電話等で連絡を取れている状態等を指す。

ロ 精神科病院の管理者が、(1)の通知を発したときから更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が(2)のイからニまでのいずれかに該当することを把握したとき。(規則第15条の15第2号関係)

ハ (2)の通知がされたとき。(規則第15条の15第3号関係)

ニ (1)の通知を発した日から2週間を経過した日が当該医療保護入院者の入院期間満了日を経過するとき。(規則第15条の15第4号関係)

(6) 法第33条第6項の規定により市町村長に更新の同意を求めるときは、(1)から(5)までの手続は適用されない。市町村長に同意を求める際の具体的な手続は、昭和63年6月22日健医発第743号厚生省保健医療局長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項及び第6項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」を参照すること。

### (三) 更新に係る届出等

(1) 精神科病院の管理者は、更新をしたときは、10日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該更新について同意した者の同意書を添え(家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨を示し)、最寄りの保健所長を経て都道府県知事及び指定都市の市長(以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない(法第33条第9項関係)。この厚生労働省令で定める事項は、次のイからヌまでに掲げる事項とする。

イ (一)の(1)の診察をした時点における病名(規則第15条の16第3号イ関係)

ロ イの診察の結果、法第20条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由(規則第15条の16第3号ロ関係)

ハ 更新後の入院期間(規則第15条の16第3号ハ関係)

ニ イの診察をした指定医の氏名(規則第15条の16第3号ニ関係)

ホ (一)の(2)の審議が行われたこと(規則第15条の16第3号ホ関係)

ヘ 更新前の入院期間に係る病状又は状態像の経過の概要(規則第15条の16第3号ヘ関係)

ト 退院に向けた取組の状況(規則第15条の16第3号ト関係)

チ 更新の同意をした家族等及び当該更新に係る医療保護入院の同意をした家族等(2回目以降の更新の同意にあつては、当該更新の同意の直前の更新の同意をした家族等)の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄(規則第15条の16第3号チ関係)

- リ (二) の (4) により家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨 (規則第 15 条の 16 第 3 号リ関係)
- ヌ 精神科病院の名称及び所在地、患者の住所、氏名、性別及び生年月日並びに医療保護入院の入院年月日 (規則第 15 条の 16 第 3 号ヌ関係)

### 3 医療保護入院者等への退院促進措置

#### (一) 更新に伴う医療保護入院者退院支援委員会の開催

- (1) 精神科病院の管理者は、法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により定めた入院期間 (2 回目以降の更新については、更新された入院期間) が経過する前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会 (以下「委員会」という。) を開催しなければならない。 (規則第 15 条の 11 第 1 項関係)
- (2) 委員会は、(1) の審議の結果、当該審議に係る医療保護入院者の入院を継続する必要があると認めるときは、更新後の入院期間及び退院に向けた取組の方針を定めなければならない。 (規則第 15 条の 11 第 2 項関係)
- (3) 委員会に参加する主治医について、当該主治医が指定医でない場合、当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する指定医の参加が不要となるよう改めた。 (規則第 15 条の 12 第 1 号関係)
- (4) 委員会は、医療保護入院者の入院期間満了日の 1 月前から開催することができる。

#### (二) 退院後生活環境相談員に公認心理師を追加

措置入院者又は医療保護入院者 ( (二) 及び (三) において「措置入院者等」という。 ) を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、退院後生活環境相談員を選任し、その者に措置入院者等の退院後の生活環境に関し、措置入院者等及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない (法第 29 条の 6 (法第 33 条の 4 において準用する場合を含む。 ) 関係) 。 この厚生労働省令で定める資格を有する者に、公認心理師を追加した。 (規則第 15 条の 2 第 1 号へ関係)

#### (三) 地域援助事業者に障害福祉サービス事業者を追加

措置入院者等を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者等又はその家族等から求めがあった場合その他措置入院者等の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、法第 29 条の 7 (法第 33 条の 4 において準用する場合を含む。 ) に規定する地域援助事業者を紹介しなければならない (法第 29 条の 7 (法第 33 条の 4 に

において準用する場合を含む。) 関係)。この地域援助事業者に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスに係る事業を行う者を追加した。(規則第 15 条の 5 第 1 号関係)

#### 4 措置入院時の必要性に関する審査

都道府県知事等は、法第 29 条第 1 項の規定による措置入院の措置を採ったときは、当該入院措置に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要性があるかどうかに関し、審査を求めなければならない(法第 38 条の 3 第 1 項関係)。この厚生労働省令で定める事項は、次のイからへに定める事項とする。

イ 精神科病院の名称及び所在地(規則第 21 条第 1 号イ関係)

ロ 患者の住所、氏名、性別及び生年月日(規則第 21 条第 1 号ロ関係)

ハ 法第 22 条から第 26 条の 3 まで及び第 27 条第 2 項の規定による申請、通報、届出又は診察に関する事項(規則第 21 条第 1 号ハ関係)

ニ 診察年月日及び診察した指定医の氏名(規則第 21 条第 1 号ニ関係)

ホ 指定医の診察の判定内容(病名及び症状を含む。)(規則第 21 条第 1 号ホ関係)

へ 法第 29 条の 2 の 2 第 1 項の規定による移送の有無(規則第 21 条第 1 号へ関係)

## 二 入院者訪問支援事業に関する事項

### 1 事業の内容

都道府県及び指定都市は、精神科病院に入院している者のうち法第 33 条第 2 項の規定により入院した者その他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして厚生労働省令で定める者に対し、入院者訪問支援員(都道府県知事又は指定都市の市長が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうちから都道府県知事又は指定都市の市長が選任した者をいう。)が、その者の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業を行うことができる。(法第 35 条の 2 第 1 項関係)

### 2 事業の対象者

1 の厚生労働省令で定める者は、次のイ又はロに掲げる者とする。

イ 法第 33 条第 2 項の規定により入院した者(規則第 18 条第 1 号関係)

ロ 外部との交流を促進するための支援を要するものとして都道府県知事又は指定都市市長が適当と認める者(規則第 18 条第 2 号関係)

### 3 研修の内容

1 の厚生労働省令で定めるところにより行う研修は、次のイからハマまでに掲げる事項についての講義及び演習により行うものとする。

イ 精神保健、医療及び福祉の現状及び課題(規則第 18 条の 2 第 1 号関

係)

- ロ 入院者訪問支援事業の概要（規則第 18 条の 2 第 2 号関係）
- ハ 入院者訪問支援員として必要な技能（規則第 18 条の 2 第 3 号関係）

#### 4 支援の内容

- 1 の厚生労働省令で定める支援は、次のイ又はロに掲げるものとする。
- イ 入院中の生活に関する相談（規則第 18 条の 3 第 1 号関係）
- ロ 必要な情報の提供（規則第 18 条の 3 第 2 号関係）

### 三 精神障害者等に対する包括的支援の確保に関する事項

法の第 6 章第 2 節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等（精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの（精神障害者を除く。）として厚生労働省令で定める者をいう。）の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行わなければならない（法第 46 条関係）。この厚生労働省令で定める者は、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に関する課題を抱える者とする。（規則第 31 条関係）

## 第二 施行日時点入院者に係る経過措置（改正省令第 5 条関係）

### 一 令和 6 年 4 月から 9 月までの取扱い

#### 1 委員会の開催

- (1) 施行日時点入院者について、改正前規則第 13 条の 4 第 1 号トに規定する推定される入院期間又は改正前規則第 15 条の 6 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する入院期間が、令和 6 年 4 月から 9 月までの間に経過する場合、改正前規則第 15 条の 6 の規定の例により、委員会を開催すること。
- (2) (1) による審議の結果、当該審議に係る医療保護入院者の入院を継続する必要があると認めるときは、委員会が開催された日から当該医療保護入院者の退院までに必要と認められる入院期間及び退院に向けた取組の方針を定めなければならない。
- (3) 令和 6 年 4 月から 9 月までの間に、(1) 及び (2) により継続して入院させることとなった場合、二の手續によらず、引き続き入院させることができる。
- (4) (2) により定めた入院期間満了日が令和 6 年 10 月以降となる場合は、当該入院期間満了日にかかわらず、二の 1 の (1) の定めにより、二の手續を実施すること。

#### 2 定期病状報告の取扱い

令和 6 年 4 月以降、施行日時点入院者について、一部改正法による改正前の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第 38 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に基づく定期病状報告を行うこととされていたも

のについて、これを行う必要はないこと。

## 二 令和6年10月以降の取扱い

### 1 施行日時点入院者の継続入院

(1) 施行日時点入院者については、当該精神科病院の管理者は、令和6年10月以降、一部改正法附則第12条第1項の規定に基づき、同条第2項の規定に基づいて法第33条第6項の規定の例により引き続き入院させる場合を考慮して、下表の左欄に掲げる施行日時点入院者が入院した日（以下「入院日」という。）の属する月に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限まで（当該精神科病院が入院日を把握していない場合にあつては、令和6年10月31日まで）に同項から同条第9項までの規定の例による手続を実施するための十分な時間を確保して、同条第1項第1号に掲げる者に該当するかどうかについて精神保健指定医に診察させなければならない。（一部改正法第12条第1項、改正省令第5条関係）

入院日の属する月	期限
4月又は10月	令和6年10月31日
5月又は11月	令和6年11月30日
6月又は12月	令和6年12月31日
7月又は1月	令和7年1月31日
8月又は2月	令和7年2月28日
9月又は3月	令和7年3月31日

(2) (1)の指定医の診察の結果、なお法第33条第1項第1号に掲げる者に該当するとされた者については、精神科病院の管理者は、同条第6項（第1号を除く。）から第9項までの規定の例により、その者を引き続き入院させることができることが一部改正法附則第12条第2項において規定されている。そのため、同項に基づき、その者を引き続き入院させること（以下この手続による入院を「継続入院」という。）とする場合、2から4までに定める手続によること。

(3) (1)の指定医の診察の結果、なお法第33条第1項第1号に掲げる者に該当しない場合は、法第20条の規定に基づく任意入院により入院を行う又は退院させる必要がある。

(4) 指定医は、(1)の職務を行ったときは、遅滞なく、当該指定医の氏名、法第33条第1項第1号に掲げる者に該当するかどうかの判定を行ったときの症状及び法第20条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由を診療録に記載しなければならない。

### 2 継続入院前の手続

#### (一) 継続入院に係る委員会の開催

(1) 継続入院をさせることとする場合、委員会において当該医療保護

入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われる必要がある。具体的には、精神科病院の管理者は、継続入院をさせることとする前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、委員会を開催しなければならない。（一部改正法第12条第2項の規定に基づく法第33条第6項第2号の規定の例）

- (2) 委員会は、医療保護入院者における1の(1)に定める期限（以下「期限」という。）の1月前から開催することができる。
- (3) 継続入院に係る委員会の手続については、(1)及び(2)のほか、規則第15条の11から規則第15条の13までの規定の例によること。

(二) 家族等に対する継続入院の同意の求め

- (1) 精神科病院の管理者は、家族等に対し、継続入院の同意を求めるときは、いずれかの家族等に対し、次のイからニまでに掲げる事項を通知しなければならない。

イ 当該継続入院に係る医療保護入院者が、法第33条第1項第1号に該当する旨及びその理由

ロ 当該継続入院に係る医療保護入院者について、(一)の(1)による審議が行われたこと

ハ 継続入院後の入院期間

ニ (2)に定める日までに当該通知に係る家族等から不同意の意思表示を受けなかったときに法第33条第8項の規定の例により家族等の同意を得たものとみなすこととする場合は、その旨及び(2)に定める日の日付け

当該通知の様式については、(3)により家族等の同意を得たものとみなすことができる場合は、令和5年11月27日障精発第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（以下「書面及び入退院の届出等通知」という。）の別添様式第12-1により、それ以外の場合は同通知別添様式第12-2によることとして差し支えない。

- (2) (1)による通知は、やむを得ない場合を除き、当該通知に係る医療保護入院者の期限の1月前から2週間前までの間に行うものとする。やむを得ない場合とは、例えば、(1)の通知をした後、当該通知に係る家族等が家族等に該当しなくなったこと等が判明したため、当該家族等以外の家族等に対し、(1)の通知をした場合や、退院予定であった医療保護入院者について、期限の直前に病状が悪化したことに伴い、継続入院が必要となった場合等を指す。
- (3) (1)の通知をした場合、(1)の通知を発した日から2週間を経過した日までにその家族等のいずれの者からも継続入院について不同意の意思表示を受けなかったときは、家族等の同意を得たもの

とみなすことができる。(一部改正法第 12 条第 2 項の規定に基づく法第 33 条第 8 項の規定の例)

- (4) (3) の家族等の同意を得たものとみなすことが、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として次のイからニまでに掲げる場合に該当するときは、(3) の家族等の同意を得たものとみなすことができない。(一部改正法第 12 条第 2 項の規定に基づく法第 33 条第 8 項の規定の例)

イ 精神科病院の管理者と(1)の通知に係る家族等との連絡が定期的に行われていないとき。定期的とは、令和 6 年 4 月 1 日から(1)の通知がされるまでの間に 2 回以上、精神科病院のいずれかの職員と家族等とが、対面や電話等で連絡を取れている状態等を指す。

ロ 精神科病院の管理者が、(1)の通知を発したときから継続入院させることとするまでの間に、当該通知に係る家族等が第一の 2 の(2)のイからニまでのいずれかに該当することを把握したとき。この場合において、同ニ中「更新の」とあるのは「継続入院の」と読み替えるものとする。

ハ 当該入院に係る法第 33 条第 1 項の規定による同意をした家族等以外の家族等に対し、(1)の通知がされたとき。

ニ (1)の通知を発した日から 2 週間を経過した日が当該医療保護入院者の期限を経過するとき。

- (5) 第 33 条第 6 項の規定の例により市町村長に更新の同意を求めるときは、(1)から(4)までは適用されない。市町村長に同意を求める際の具体的な手続は、昭和 63 年 6 月 22 日健医発第 743 号厚生省保健医療局長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項及び第 6 項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」中「入院期間の更新」を「継続入院」と読み替えて適用し、同通知の別添様式を活用することとして差し支えない。

### 3 継続入院後の入院期間

1 及び 2 の手続を経た場合、6 月以内の範囲内の期間を定めた上で、継続入院させることとする。(一部改正法第 12 条第 2 項の規定に基づく法第 33 条第 6 項の規定の例)

### 4 継続入院後の手続

(一) 継続入院に係る医療保護入院者及びその家族等への告知

- (1) 精神科病院の管理者は、継続入院させることとした場合は、当該継続入院に係る医療保護入院者及び当該継続入院に同意した家族等に対し、継続入院をさせることとする旨及びその理由、法第 38 条の 4 の規定による退院等の請求に関する事並びに法第 36 条に規定する行動の制限に関する事項を書面で知らせること。ただし、当該医療保護入院者については、継続入院をさせることとした日から

4週間を経過する日までの間であって、その症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りではない。

この書面の様式については、「書面及び入退院の届出等通知」別添様式14によることとして差し支えない。

- (2) 精神科病院の管理者は、(1)のただし書の規定により(1)に定める事項を書面で知らせなかったときは、次のイからハまでに掲げる事項を診療録に記載しなければならない。
- イ (1)に定める事項のうち知らせなかったもの
  - ロ 症状その他(1)に定める事項を知らせることがその者の医療及び保護を図る上で支障があると認められた理由
  - ハ (1)に定める事項を知らせた年月日
- (二) 継続入院の届出
- (1) 精神科病院の管理者は、入院継続をさせたときは、10日以内に、次のイからヌまでに掲げる事項を当該継続入院について同意した者の同意書を添え(家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨を示し)、最寄りの保健所長を経て都道府県知事等に届け出なければならない。(一部改正法第12条第2項の規定に基づく法第33条第9項の規定の例)
- イ 1の(1)の診察をした時点における病名
  - ロ イの診察の結果、法第20条の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由
  - ハ 継続入院後の入院期間
  - ニ イの診察をした指定医の氏名
  - ホ 2の(一)の(1)の審議が行われたこと
  - へ 継続入院前の入院期間に係る病状又は状態像の経過の概要
  - ト 退院に向けた取組の状況
  - チ 継続入院の同意をした家族等及び当該継続入院に係る医療保護入院の同意をした家族等の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄
  - リ 2の(二)の(3)により家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨
  - ヌ 精神科病院の名称及び所在地、患者の住所、氏名、性別及び生年月日並びに医療保護入院の入院年月日
- (2) (1)の届出の様式については、「書面及び入退院の届出等通知」の別添様式第15によることとして差し支えない。同様式中「入院又は前回の更新日からの治療の内容とその結果」の欄については、少なくとも令和6年4月以降の治療内容とその結果について記載すること。
- (3) 都道府県知事等は、(1)の届出があったときは、法第38条の3第1項及び第4項の規定の例により、当該届出に係る入院中の者

の症状及び(1)のイからヌまでに掲げる事項を精神医療審査会に通知すること等適切に対応すること。

- (4) 精神医療審査会は、(3)により審査を求められたときは、法第38条第2項及び第3項の規定の例により、当該審査に係る入院中の者についてその入院の必要性があるかどうかに関し審査を行うこと等適切に対応すること。この場合において、平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」の別添「精神医療審査会運営マニュアル」中「入院期間の更新」とあるのは「継続入院」と読み替えて適用する。